

令元福情答申第7号

令和2年3月9日

福岡市住宅供給公社理事長 馬場 隆 様

(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和元年9月10日付け福市住公第235号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市住宅供給公社作成の「建設計画通知書」(昭和56年2月)に添付の「配置図」、及び「工事完了図」(昭和56年10月)に添付の「特定団地(仮称)道路台帳図」に記載されている敷地外構状況を示す根拠資料(説明書)」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市住宅供給公社作成の「建設計画通知書」（昭和56年2月）に添付の「配置図」，及び「工事完了図」（昭和56年10月）に添付の「特定団地（仮称）道路台帳図」に記載されている敷地外構状況を示す根拠資料（説明書）」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」又は「公社」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，令和元年7月10日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和元年7月1日，審査請求人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和元年7月10日，実施機関は，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和元年8月19日，審査請求人は，本件決定に不服があるとして，実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書，反論等意見書において，概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求書における主張

- ① 本件決定の理由が不当であるため、本件決定の取消しを求める。
- ② 実施機関は、公文書非公開決定通知書（令和元年7月10日付け福市住公第167号）の「公文書を公開しない理由」の項に、請求者は「建設計画通知書」に添付の「配置図」、及び「特定団地（仮称）道路台帳図」に記載されている敷地外構状況を示す根拠となる資料等を求めているが、実施機関において、記号の意味の公文書は、所有していないことから公開できないと記しているが、公社が福岡市住宅都市局指導部建築指導課長宛に回答した平成23年6月27日付け福市住公第194号文書（「公社分譲住宅の状況について」）（以下「福市住公第194号文書」という。）の後段部分は「造成計画平面図」を基に記載された由。敷地外構状況に関しては、「東側、西側及び南側は土羽1メートル以内で販売した」旨記載、更に「北側擁壁について、公社が、3段の間知石ブロック積みを行い、1メートル以内の土羽を施工しております。」と記載している。然らば「土羽の高さ1メートル以内」また「間知石ブロック積み」と判断されたのは「造成計画平面図」のどの記号を基に判断されたのか、判断された夫々の記号の公開を審査請求する。

(2) 反論等意見書における主張

- ① 公社が平成23年6月27日付けで福岡市に回答した福市住公第194号文書に記載の敷地外構状況の内容が、冊子（昭和56年福岡市住宅供給公社作成「分譲住宅のごあんない」）の注釈と矛盾している為、回答した根拠を請求した。
- ② 実施機関が、令和元年10月10日に福岡市情報公開審査会に提出した弁明意見書4項には、審査請求人が主張する「敷地外構状況を示す根拠となる資料」はない旨記載されている。然らば何を根拠に、敷地外構状況に関し「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売」し、「北側擁壁については、公社が、3段の間知石ブロック積みを行い、1メートル以内の土羽を施工」した旨記載したのか。
- ③ 以上のごとく、福市住公第194号文書後段に記載の敷地外構状況に関する根拠資料のない説明文は不当である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和元年11月20日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

実施機関作成の「建設計画通知書」（昭和56年2月）に添付の「配置図」、及び「工事完了図」（昭和56年10月）に添付の「特定団地（仮称）道路台帳図」に記載されている敷地外構状況を示す根拠資料（説明書）が本件対象文書である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

昭和56年2月13日付けで福岡市に提出した「計画通知書」などは実施機関には存在しないが、提出した際の決裁文書に添付されている「配置図」、及び「特定団地（仮称）道路台帳図」、決裁文書や図面など実施機関が保有する公文書を確認したが、審査請求人が主張する「敷地外構状況を示す根拠となる資料」は無く、所有していないことから、本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

公文書公開請求書、審査請求書及び反論等意見書によると、審査請求人は、福岡市住公第194号文書に、「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売した」「北側擁壁については、公社が、3段の間知石ブロック積みを行い、1メートル以内の土羽を施工」と記載されていることについて、実施機関がその旨判断した根拠を知るため、公社が昭和56年2月に福岡市へ提出した特定団地に係る建設計画通知書に添付された「配置図」及び特定団地の工事完了時に福岡市に提出した「特定団地（仮称）道路台帳図」上の各敷地の敷地外構状況について記載された文書の公開請求を行っている」と解される。

そこで、当審査会において、実施機関から提出されたそれらの図面を確認した

ところ、「配置図」は特定団地における建物の配置状況を表した図面であり、「特定団地（仮称）道路台帳図」は特定団地内における道路の敷設状況を表した図面であって、両図面ともに各敷地と隣地又は道路の境の状況が示されていることが確認されるため、本件対象文書としては、両図面における各敷地の四方の外構状況について説明された文書がこれに当たると判断する。

2 本件対象文書の存否について

実施機関は、弁明意見書において、「配置図」及び「特定団地（仮称）道路台帳図」、決裁文書や図面など実施機関が保有する公文書を確認したが、「敷地外構状況を示す根拠となる資料」に該当する文書は確認できなかったと主張している。

また、実施機関によると、確認した文書は、昭和56年2月に福岡市に提出した特定団地に係る建設計画通知書等の提出に関する決裁文書一式及び昭和56年10月に福岡市に提出した特定地区工事完了届出書に関する決裁文書一式とのことであり、当審査会において改めてこれらの文書を見分したが、本件対象文書となり得る文書は確認できなかった。

よって、当審査会としては、本件対象文書を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

令和元年9月11日	諮問（令和元年9月10日付け福市住公第235号）
令和元年10月11日	実施機関の弁明意見書を收受
令和元年10月23日（第2部会）	審議
平成元年11月6日	審査請求人の反論等意見書を收受
平成元年11月20日（第2部会）	実施機関から意見聴取，審議
令和2年1月22日（第2部会）	審議
令和2年2月12日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，山下亜紀子